

米沢市総合計画審議会条例

昭和40年6月30日

条例第22号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 本市の総合計画の策定又は変更に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第7条 審議会に名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、審議会の推薦により市長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

4 参与は、会長から委嘱された事項につき調査研究し、その経過及び結果を報告するものとする。

(審議会の議事及び運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。

2 米沢市建設審議会条例(昭和31年条例第53号)は、廃止する。

(一部改正附則 途中省略)

附 則(平成19年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。